

平成 22 年 2 回定例会 環境農政常任委員会

平成 22 年 7 月 23 日

赤井委員

おはようございます。

今回の報告資料の中で、かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画の検討ということで、5 年間にわたる計画のうちの 3 年がたった中間報告ということですので、12 項目にわたってそれぞれの項目が進ちよく率という形で出ております。その中から何点かお伺いをしたいと思います。

最初に、3 番の溪畔林整備事業があります。水源上流の溪流沿いにおいて土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全などの公益的機能を高度に発揮する森林整備等の事業です。溪畔林を整備するという事で、全体では約 180 ヘクタールあります。この 5 か年計画の中で択伐等の森林整備が 20 ヘクタールとなっています。平成 19 年度は計画策定で、平成 20 年、平成 21 年で 114.6 ヘクタールを整備したということで進ちよく率が 573%となっており、非常に突出して大きい数字が出ています。当初の計画の 5.7 倍で出ております。ここら辺については、下の米印に、土壌保全等の対策を一体的に実施するため事業区域全体を整備面積と整理と出ておりますが、この択伐等の森林整備が 573%になったという経緯について教えてください。

自然環境保全課長

平成 17 年度に策定いたしました 5 か年計画では、森林を直接整備する面積を想定いたしまして、土砂流出等の荒廃の著しい 20 ヘクタールを 5 年間で整備するという事を目標にしたところでございます。

その後、平成 19 年度に調査を行った結果、シカの食害により植生が広範囲に劣化し、植生保護さくなどの施設をきめ細かく広範囲に設置する必要があるということが分かってまいりました。そうしたことから、平成 20 年度から実施しました本事業では、択伐など森林に直接手を入れる面積だけではなく、丸太さくですとか植生保護さくなどの施設が必要な区域も含めて、事業区域全体の面積を森林整備の面積として算定しているものでございます。

赤井委員

択伐という言葉は、聞きなれないのです。間伐という言葉はよく聞くのですけれども、どういうことを択伐と言うのでしょうか。

自然環境保全課長

樹木の伐採の中の一つの定義でございまして、択伐というのは利用できる時期に達した樹木、例えばスギですと 40 年、それからヒノキですと 45 年としておりますけれども、こういった樹木を伐採して、植栽などの次の世代の樹木の育成を図る作業で、対象とする森林の一部、あるいはかん木を選定して伐採することを択伐と申しております。

赤井委員

先ほどの説明で、平成 19 年度調査でシカにやられているとか、様々な形で当初の 20 ヘクタールでなくてももう少し広がって、丸太さく、植生保護さく等が広がっているという話がありました。しかし、植生保護さくについては、この 3 年間で当初の約 4,000 メートルが 5,142 メートルということで 1.28 倍です。丸

太さくについては、そんなに増えていないのです。ですから、先ほどの話は理解できないのです。5.7倍という大きな面積になりました。そして更には植生の保護さくも広がり、丸太さくも広がったと先ほど説明がありましたけれども、丸太さくについては進ちょく率が25%ということで、3年間で本来の5年間でやらなければいけない5,000メートルのうち1,264メートルしか整備されていません。先ほどの説明と少し矛盾すると思うのですけれども、その辺についてはどうなっているのでしょうか。

自然環境保全課長

この溪畔林の整備事業につきましては、水源環境保全の取組で初めて計画的に取り組んだ事業でございます。そのため、それぞれの事業について、正直申し上げて、精密にきちんと調査をして数字を出し切れなかったところもございます。その後、平成19年度に先ほど申しました調査を実施して、実際に必要な分について、丸太さくの事業などを実施したということで、結果として25%になったということでございます。

赤井委員

溪畔林整備事業の事業費はたしか2億円程度と記憶しているのですけれども、この択伐の進ちょく率が約5倍になりました。植生保護さくの進ちょく率は1.2倍です。このままいきますとあと2年間で相当数量的には当初の計画よりも大きくかい離してくるのではないかと思うのですが、経費の面ではどうなのでしょう、当初の2億円で全部見合う形で終わるのかどうなのか伺います。

自然環境保全課長

金額ベースで申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、森林整備については、目標に対して進ちょく率は増えているのですけれども、数字のとらえ方を変えておりますので、予算的に同じように5倍になるということではございません。事業費ベースで言いますと、委員お話しのとおり、予定としては2億円となっておりますが、平成19年度から平成21年度までの3年間で実際に要した経費は9,800万円超となっております。

赤井委員

単純に考えて、20ヘクタールが114ヘクタールになった。それだけ大きく森林の択伐をした。当然普通考えたら、その分の手間暇は掛かるのではないのかと思うのですが、それが金額的に全然変わらないというのは少し納得できないのです。面積が増えてそれだけ伐採する量が増えてきていると思うのです。当然その分手間もかかるわけですし、そういう点では経費もかかるわけなので、当初計画しているものよりも5倍とは言わないまでも、経費がそれなりにかかってくるのではないのかと思うのですが、それが変わらないというのは納得できないのです。これはどういうことなのか。

自然環境保全課長

20ヘクタールというのは、森林整備のため、実際に木を択伐するということでも出ささせていただいた数字です。現在、事業の実施区域として見ているのは、例えば沢沿いから両岸30メートルぐらいを事業区域として、そこで必要な事業をやっていくということになっています。それについては、ある部分では森林の整備は必要ない、植生保護さくだけがが必要な区域があります。そういったも

のをすべて含めて今事業区域として見ておりますので、森林の整備自体が広がったというものではないということです。

赤井委員

当初の計画で択伐は20ヘクタールということです。当初の計画時点で伐採する森林の樹木の量はつかんでいたのですか。

自然環境保全課長

樹木の量としては、精密にはつかんでいなかったということだと思います。

赤井委員

樹木の量をつかんでいなくて、それで5倍の広さになって、伐採する樹木の量は変わらないのですか。

自然環境保全課長

繰り返しになりますけれども、平成19年度、実際にこの事業が始まってから事業実施に当たって精密に調査をさせていただいて、その上で事業実施をしております。現時点のヘクタールで参考に申し上げますと、平成19年度から平成21年度で、実際には平成19年度は計画ということですので、平成20年度と平成21年度に行った事業ということになりますけれども、6.78ヘクタールの整備を実施しているところでございます。

赤井委員

6.78ヘクタールの伐採を行ったということは理解できました。単純に考えて、当初20ヘクタールの森林を整備するという予定だったのが、実際にやってみたら5倍になってしまった。普通考えれば、それは当然その分、手間暇がかかったのだから、費用もかかってしまうのではないのかと思うわけです。それが全然変わらないということ自身がなぜなのか分からないので先ほどからいろいろ聞いているのですが、自分の理解度が不足しているという点で、大変申し訳ないのですけれども、もう1回説明していただけますか。

単純に面積が5倍に広がったにもかかわらず、経費的には変わらないということ自身が少し考えられないのです。5倍にわたっての整備をするわけでしょうから、択伐するのも当初だったら20ヘクタールで切らなければいけない本数が5倍に広がったら、5倍ぐらい伐採しなければならぬと思います。当然5倍切るということになれば、それだけ手間暇がかかるわけなので、経費もその分かかってしまうのではないのか。それが変わらないということ自身が分からないのです。もう1回説明してもらえますか。

水源環境保全課長

先ほど自然環境保全課長が申しあげましたのは、面積のとらえ方としては、択伐は確かに一部分だけですが、整備区域としては丸太さくの部分と全体を含めた面積で算定しております。択伐の量が増えたということではなくて、そもそもの面積のとらえ方の概念が当初計画時のものと今の実績報告のものとは異なるということでございます。

赤井委員

この択伐等の森林整備ということで、等という言葉が入っていますので、こういった考え方は等に含まれていると理解したいと思います。

今回見直しを図ることで、いろんな問題点が抽出できたと思います。次期の

5か年計画では、ここら辺について明確に分かる数字等になるようにしていただきたい。

先ほど6.78ヘクタールとおっしゃってましたけれども、樹木の立米数で言うことができるならば立米数で出したり、本数で出してもらった方が分かりやすいと思うのです。その辺については、是非次期5か年計画の溪畔林整備事業では、数字についても1回見直しをきちんとしていただきたいと思います。

次に、水環境モニタリング調査の実施について伺います。

水源環境保全・再生施策の効果と影響を把握するため、森林、河川などのモニタリング調査を行うということですが、この中に、私有林の人工林の整備状況調査があります。水源保全地域内の私有林の人工林の整備状況で、A、B、C、Dのランクがそれぞれ出ております。この私有林の人工林の整備の対象となっている面積はどのぐらいなのでしょう。

森林再生課長

今回調査をいたしましたのは、水源環境保全地域内の国有林を除く人工林の調査をさせていただきまして、面積的には2万9,849ヘクタールの調査をさせていただいています。

赤井委員

約3万ヘクタールという非常に膨大な量なのですが、ちなみにこの整備状況調査というのがどういう形で行われているのか。多分委託で行われていると思うのですが、どの程度の委託料を払って、どういう形で整備状況の調査をされているのか教えてください。

森林再生課長

まず、調査の方法ですが、委託で実施させていただいておりまして、委託費は約6,300万円の費用を計上しております。

私有林の人工林の調査ですが、人工林は人が植えますので、例えば20年生産林とか35年生産林という形で固まりとして存在しています。先ほど言いました3万ヘクタールのうちのその固まりの箇所数でいきますと4万2,500箇所について調査をしています。

調査の内容は、森林が整備されているかどうか、十分光が入っているかどうか、下層植生がどれぐらい生えているかどうか、土壌調査におきまして、表土が流れているか、あるいは表土がはく離しているか、そういった調査を実施しています。これは目視によって調査をさせていただいております。それによってAからDまでのランクに区分して調査を行っているということでございます。

赤井委員

この中でBランクというのが5割を超えています。Bランクは手入れがされているが数年以内に整備が必要ということです。Bランクもそのまま放置しておくと当然Cランク、Dランクに落ちてしまうので、そういう点でこの私有林の人工林の整備は非常にこれから先、大変だと思います。そういう意味では、この私有林の人工林の整備状況の調査というのは非常に大事だと思うのです。今出ておりますA、B、C、D、ランク外という4万2,500箇所の調査はこの3年間で初めて行ったものですか。それとも1年ごとに調査しているのでしょうか。

森林再生課長

この数値は、昨年度実施した時点で、先ほど申し上げました森林整備状況についての表のみを記載させていただいておりますけれども、どういう状況になっているのかというのを示した数字でございます。その前に、平成14年に同様の調査を実施してございます。その後、今回、調査を実施させていただいたということでございます。

赤井委員

平成14年と平成20年ですか。5年から6年の間に4万2,500箇所、約3万ヘクタールという広大な地域を目視で全部調べるのは大変な作業だと思います。こちら辺について、調べるのは目視でなければいけないと思うのですがAランク、Bランク、Cランク、Dランク、ランク外という形で区分していますが、こうした委託で出したものをどういう形で成果としてまとめているのでしょうか。例えば可視化して地図上で出てきているものなのですか。Aは赤とかBはピンクとかCはブルーとかという形で、図面上で可視化できるようにきちんとなっているのですか。

森林再生課長

G I Sの地図情報にAランク、Bランク、Cランク、Dランクと、こういったものが表示できるような形になったものを成果品として頂いています。

赤井委員

そういう意味で、平成14年と今回平成21年度に調査を行いました。次は平成25年か平成26年度になるのでしょうか。この経年変化が可視化されて、地図情報として出ているのであれば、データとして見ることもできると思いますので、これは非常に大事だと思います。こちら辺については、色分けがされていると非常に分かりやすいと思うし、一般の県民が見たときに神奈川県は私有林の人工林の整備状況がこうなのだというものが分かりやすくなっていけば、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税を使って今これだけやっているけれども、平成14年から平成20年度でこのように変化した。今度、平成20年から平成25年になって森林がこういうふうになりましたというものが目に見えるものになっていると、自分たちの水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税というのはこうやって利用されて、ここまで変わったのかということ、県民は納得すると思うのです。自分たちが税金を払うことによって、これだけ変わってきたということが理解できると思います。そういう意味では、この私有林の人工林の整備状況調査というのは、県民の皆さんにお知らせするという意味で非常に重要なデータになると思います。県民の皆さんに分かりやすく説明ができるような資料に是非していただきたいと思いますので要望しておきます。

それから、水源環境の保全・再生ということで川上から川下の流れの問題で、特に水源環境保全・再生ということで川上の問題が出ていますが、水源環境保全・再生かながわ県民会議の意見書の概要の中にも出ております川下の問題が、なかなか明確な形で出てきていないのではないかと思います。

水源環境保全・再生かながわ県民会議の意見書の5ページの森林関係事業の真ん中辺りに県産の間伐材を搬出・利用する方法を考える必要がある。間伐材

の旧式のジグザグ搬出は費用を要するうんぬんという記載があります。県産材の生産・流通・消費の循環の活性化について、間伐材のエネルギー化の検討が必要であると意見として出ています。

この生産・流通・消費の循環の活性化は非常に大事だと思いますが、ここで言っている間伐材のエネルギー化の検討はどういう内容なのですか。

かながわ農林水産ブランド戦略課長

木材をチップにいたしますと化石燃料の代替になります。それを燃やして蒸気を発生させて発電をする。あるいは蒸気をそのままいろんな施設で利用する。そういうバイオマス利用などのことだと言われています。

赤井委員

間伐材のチップ化、ペレット化というものを想定していると思います。県産材の需要の確保するために、県産木材をいつまでにどのぐらいの量を確保するというのを考えているのですか。

森林再生課長

平成27年度までに県産木材として山から搬出する木材の数量は、3万立方メートルを予定しています。間伐の対象となる森林を平均しますと1ヘクタール当たり約400立方メートルございます。その2割を間伐して、さらにそのうちの30%近くを搬出するというので、1ヘクタール当たり利用できる木材は、24立方メートルでございます。

一方、神奈川県内の水源保全地域内に存する私有林の人工林は約3万ヘクタールほどございます。そのうち、かながわ森林再生50年構想では林道から比較的近い200メートル以内の森林を間伐する範囲として考えておりますけれども、こういった森林が約半分の約1万5,000ヘクタールほどございます。その森林を15回に分けて間伐すると1年当たり1,000ヘクタールが間伐の対象となります。1,000ヘクタールほどの森林から、1ヘクタール当たり24立方メートルが出てくるという計算で、間伐材としては2万4,000立方メートルになります。

さらに、県有林の間伐材の2,000立方メートル、それから国有林の間伐材の4,000立方メートルを合わせまして3万立方メートルを搬出するという計画で進めているところでございます。

赤井委員

県産材の間伐材の搬出量の目標を年間3万立方メートルにしているということです。今度は供給側の水源の川上側について伺います。これは林業従事者という人材の問題になってくると思います。この水源環境保全・再生かながわ県民会議の意見の中にも森林整備の人材について、それからかながわ森林塾について、人材についてはなかなか即戦力にはならないという意味で、森林組合などの雇用者側へ支援する必要があるだろうし、また、かながわ森林塾は事業体が主体的に運営すべきという意見が出ております。そういう点では、先日も話がありましたが、かながわ森林塾で養成された方が実際に、どの程度、林業に従事されているのか。日数がたっておりませんので、即戦力にはならないということなのですか。ここら辺について、かながわ森林塾での人材育成の当初の考え方で順調に運営されているのでしょうか。

森林再生課長

森林整備のピークを予定では平成29年度に予定をしております。それに向けて人材をきちんと育成・確保していかなければいけないということで、全体としては150人近くとなっております。そのうち50人については新規採用、それから高齢化が進んでおりますので100人については若い人等と入れ替わっていただく。そういったところで、この10年間で150人の人材を育成・確保していくという計画を進めているわけでありまして、そういう意味で、年間にしますと15名ほどの方を森林林業に従事してもらうために修業をしていただく計画を立てております。

そういう意味で、かながわ森林塾につきましては、昨年度、演習林実習コースということで、80日間研修を実施して、林業の基礎的な知識を学んでいただくということで開講いたしました。このコースに当初20名いらしたのですが、途中で脱落をした方もいまして、最終的に卒業した方は15名いらっしゃいました。その15名のうち、実際に就労した方が8名ということで、森林組合や林業事業体に就職したということがございます。

赤井委員

せっかくかながわ森林塾を開講したのに、実際のところ、就労した人数は1けた台ということで非常に厳しい状況です。これから先もそういう意味でなかなか人材の確保は大変だと思います。この意見書にもありますように、県もそうなのでしょうけれども、どうしたら人材の確保ができるのかについては、森林組合、それからまたそれ以外の方々からの様々な意見を頂くことが大事だと思います。とにかく人材を確保しなければなりません。3万立方メートルの県産材を出そうという目標があるわけです。また平成29年までに150人の人材を確保したいという目標もあるわけです。その辺についてはきちんと人材が確保できるような体制づくりを是非お願いしたいと思います。

話はまるっきり変わりますが、先日来、四国、中国、それから九州地方方面でゲリラ豪雨で深層崩壊という、森林が思いも掛けない崩壊をして土石流が流れてくるという話がありました。この深層崩壊のメカニズムについて説明してください。

森林再生課長

深層崩壊の発生にかかわる要因というのは、地形だとか地質、あるいは地下水など大変複雑な要因がございます。したがって、メカニズムの解明、発生過程については、それ以来、研究が進められているという状況でございます。

先も新聞等で報道がございましたけれども、鹿児島県南大隅町の深層崩壊の例で、地質的には上層の水を通しやすい火山灰層と、その下部に水を通しにくい岩盤層からその地形はなっております。長時間の雨によって地表からしみ込んだ雨が地層の境界部にたまりまして、内部で水圧が上昇することによって、小規模な内部破壊を繰り返し、水の逃げ道がふさがれた結果、地下の圧力が一段と上昇いたしまして、山の内部がえぐられるようにして崩壊をした。こういったものが深層崩壊の定義と現下では分析をしております。

赤井委員

地層の違いがありますので、関東、九州、中国地方は大分違いはあるとは思いますが、しかし、こちらの方でも先日、ゲリラ豪雨という点では、小田原市で

は一気に何十センチと水位が上がるような場面もありましたし、そういう点では今の気象状況、環境の中からいって、いつ、どこで、どんな豪雨が起こるか分かりませんし、また地震も多発しているという状況の中で、どこで何が起こってくるのか、本当に予測ができないことが一杯あると思います。

土石流という点でも、県土整備局では既に神奈川県内で 960 箇所、箱根とか丹沢の山地部で既に土石流危険渓流の指定をしているのですが、この所管は県土整備局ですが、環境農政局も森林を守っているという点で、深層崩壊とか土石流等については県土整備局とタイアップしていく必要があると思います。今回、深層崩壊が起きたところでは、専門家も予測ができなかったと言っていますけれども、やはり県土整備局で土石流の危険箇所を既にリストアップしているので、環境農政局もタイアップして、今後の災害に対しての対応を図る必要があると思います。ハザードマップまでいかないまでも、ゲリラ豪雨が降ったときには、そういう場所についてはいち早く手を打つという対応が必要であると思うのですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

森林再生課長

森林関係につきまして、山地災害危険地区ということで昭和 60 年、昭和 61 年に調査を実施いたしまして、例えば阪神・淡路大震災という大きな災害があるたびに見直しをしてきてございます。

現在では 1,328 箇所に、山地災害危険地区の区域を定めてございます。そういった地区の市町村、あるいは自治会に 2 万 5,000 部のマップを配布いたしまして、土砂災害からの警戒、避難の必要性について事前に知っていただくための注意喚起を行っているところでございます。

赤井委員

その辺については、是非、県土整備局とも連携をしながら取組を進めていただきたいと思います。最近は大分上流の方まで宅地化が進んでいると思います。特に津久井地区も非常に厳しい状況になってきていると思います。箱根町、真鶴町も、土石流、深層崩壊までいかないまでも土砂の崩壊等が起こった場合には、道路、鉄道、様々なインフラの整備が全部崩されてしまうと思います。連携をとって発生の予測、さらには県民への周知をお願いしたいと思います。

最後に、指定管理者の募集について 1 点だけ伺いたいと思います。

今回、指定管理者の募集について 4 施設の募集があったという話を頂きました。指定管理は、これまでもずっとやってきたわけですが、指定管理にして良かった点と悪かった点がある程度つかんでいると思うのです。指定管理をした結果のメリット、デメリットについて、どうだったのかお伺いします。

森林再生課長

指定管理者制度を導入したことによりまして、今まで定期的に日曜日と月曜日を定休日という形にしておりましてけれども、指定管理者の考え方で、シーズン中については休館日を設けないことにしていただきました。それによりまして、21 世紀の森では、これまで大体 3 万人ぐらいの来場者であったものが、4 万人台の来場者がおいでになりました。

さらには、札掛森の家につきましては、今まで約 3,000 人から 4,000 人ぐらいの来場者でございました。それが 5,000 人台の来場者があったということで、

来場者が増えたという点は評価をしている点であります。

さらには、自主事業ということで、木工コンクールの大会をやったりとか、あるいは自然観察会をやったり、夜の森を散策する催しを実施することなどによって来場者が増えたということがございます。

それから、デメリットということになるかどうか分かりませんが、それぞれの管理費については、経営的に厳しいというお話を指定管理者から伺っています。

水産課長

水産課も、三崎漁港本港特別泊地と三崎漁港宮川特別泊地の二つ指定管理にいたしてございます。

三崎漁港本港特別泊地というのは、主にヨット、モーターボートがいろいろ各地を回ってくるときに一時的に停泊するゲストバース、イベント広場、駐車場がある施設でございますが、利用者からのアンケート等によりまして、今までそういうところに着いてもなかなか利用が難しかった。海業公社が指定管理者になったことによりまして、ヨットレースを新たに開催したり、広場の施設に花を植えたりして非常に環境の部分が良くなったということです。あるいは、産直センターうらりを利用する場合は割引等のサービスをして、来場者が10%ほど増加したということでございます。

また、三崎漁港宮川特別泊地は、ヨットの停泊場でございますが、漁業協同組合が指定管理を受けておりまして、自主的にバーベキュー用機材の貸出しとか地元の海産物、農産物の販売等の自主事業を行って、非常に好意的に受け取られているということです。特に利用者からデメリットというところは余り聞こえてきてございません。

赤井委員

メリットが非常に多く見受けられるという形の話でした。

先日もいろいろ伺いましたが、デメリットとしては、例えば民間団体の契約期間が終わって次の指定管理の募集で外れてしまい、新しい団体になったときに、業務の引継ぎがなかなかされないというデメリットがあると伺ってまいりました。是非その辺については、県の施設という意味で、業務については当然今受けている民間業者からきちんと県が受けて、業務の引継ぎ等についても支障がないようにしなければいけないと思います。この辺については今後の大きな課題だと思いますので、是非しっかりとやっていただきたいと思います。

そんな中で、PFIとして平塚市内に花菜ガーデンがこの3月にオープンいたしました。3月ですから、まだ5箇月たっていないのですが、この花菜ガーデンの入場者の予測、現状はどうなのか。つかんでいる状況の範囲で結構ですけれども教えてください。

農政課長

県立花と緑のふれあいセンター花菜ガーデンは3月1日にオープンしてございますけれども、現在までの入園者数等の状況でございますけれども、6月末までの4箇月間でございますが、入園者数、それから駐車場の利用台数、いずれも計画に比べまして40%程度の実績となっております。

赤井委員

花菜ガーデンは、G AパートナーズというところにP F Iをお願いをしていると思うのですけれども、P F I事業として年間の委託料は幾らですか。

農政課長

P F I事業ということで、平成41年までの契約ということになってございませぬけれども、維持管理運営の業務につきましては、毎年度、若干の変動が既に計画として予定が組まれているわけですが、本年度で申し上げますと、維持管理運営業務としましては、6,060万7,000円を維持管理運営業務ということで、県からG Aパートナーズにお支払いすることになっております。

赤井委員

毎年2億円ぐらいという話を伺ったのではないかと思いますけれども、確認させていただきます。

農政課長

P F I事業ということでございますので、建設の費用につきましても事業者の方が建設をして、それに対する施設整備の費用を割賦でお支払いをすることになっております。その支払の利息もございませぬので、本年度で申し上げますと1億8,247万3,000円を施設整備等に対する支払ということでお支払いをしております。

赤井委員

年間で、施設整備費ということで割賦という形で約2億円を、G Aパートナーズに払って運営をしてもらっているわけです。当初の予定よりも約40%の実績だと伺っています。費用を払って運営を全部任せているのだから、入場者の人数は関係ないと言えばそれまでなのですが、県立花と緑のふれあいセンターということで、県立という名前を冠している施設です。そういう意味では、指定管理者に約2億円を払っているから、実際に人数が少なくてもいいということにはならないと思います。それにしても、今の時点はまだ3箇月、4箇月ですから判断できないとは思いますが、これが1年たってもこのような状況だったら、これから先が非常に思いやられると思いますので、今のうちから何らかの手を打つ必要があると思います。

この花菜ガーデンは、周りにいちご農園とかJ Aあさつゆ広場とかいろいろなものできて、ひらつか花アグリということで平塚市もタイアップしているような施設を造っております。平塚市内のJ Aあさつゆ広場は、特に、土日は駐車料金が無料なので、常時満車です。花菜ガーデンとあさつゆ広場との入り口は同じ交差点なので、常時あそこが渋滞してしまっているのです。そういう点では、その状況を知っている人は反対側から入ってくるのですが、そのことによって花菜ガーデンの駐車場も一杯だと勘違いして帰ってしまう人もいるということも聞きました。

そういう点は、J A、平塚市はひらつか花アグリとネーミングしてくれたわけですから、そこら辺にしっかりと対応していくべきだと思います。それぞれがこの3月、4月にオープンしたので、駐車場の問題、それから動線の問題、様々なものをお互いに融通し合いながら、入込客を増やしていくということが大事だと思います。

前から言っているように、小田原厚木道路の平塚の休憩所からだとすぐに来

られるわけです。これから高速道路が無料化ということになれば、なおさらのことですが、休憩所にゲートを造って、直通道路を造れば入場者は増えるのではないかと思います。既に農道がありますから、少し整備をすればできることではないかと思います。このほかにも様々なことを考えることができると思うので、県と平塚市とJAがいろいろな方々と検討しながら、せっかく造った花菜ガーデンを、指定管理者にそのまま丸投げしていれば良いということではなくて、その辺についてしっかりと協議をしながら、県立の施設はすごいと言われるものにしていただきたいと思うのですが、最後に環境農政局長の考えを伺いたいと思います。

環境農政局長

ただいま花菜ガーデンの入場者数の現在の状況と今後の方策についてお尋ねがございました。

この3月の初めにオープンしたということです。その時期には比較的花がまだ少なかったということです。さらに、草花でなくて木の方もこれからようやく定着をしていくという状況でございますので、今後の入場者数の増加については大いに期待をしているところでございます。

ただ、委員からお話がありましたような周辺の駐車場との関係の問題、それからお互いの相乗効果をどう出すかという大きな課題がございます。花菜ガーデンの人気もそうですけれども、近くにできましたJAの大型直売所、そして平塚市が開設しております大型市民農園の人気も非常に良いと伺っております。

私どももそういった取組としっかりと連携をしながら、更なる入場者の増加に向けた取組をしてまいりたいと思っております。

今後、花菜ガーデンの日常の運営との連携については、この4月から湘南地域県政総合センターで地域性を持って取り組んでおりますけれども、やはり全県的なそういう動き、あるいは小田原厚木道路の活用といった問題はもう少し広い視野が必要だと思っております。そういった観点から、湘南地域県政総合センター、JA、平塚市、そしていちご農家ですとか直売農家の非常に盛んな地域でございますので、そういった農家の方との連携ということも視野に入れた対策ができるように、定期的に協議をしっかりとやっていきたいと思っております。

赤井委員

以上であります。

赤井委員

公明党神奈川県議団として当常任委員会に付託されました議案につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

はじめに、かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の検討についてありますが、当初の意見書の中にもありましたように、人材の育成についての目標の設定等について、大分現実と違いが出てきているようでありますので、適切な目標という点をきちんとこれから立てるべきではないかと思います。

また、モニタリングなどなど、様々な形で調査を行いました。これらについては水源環境保全・再生として県民の皆様から頂いた税金を使つての調査であ

ります。丁寧な説明と同時に、可視化できるようなデータという形で目に見える形で県民の皆様にお知らせできる方法を講ずるべきであると思います。

それから、指定管理者につきましてもお話がございました。特に指定管理者ということで様々な形で県有施設を各民間に任せているわけではありますが、メリット、デメリットは様々あります。しかし、任せたからといって一任してしまうのではなく、しっかりと関係機関と連携をとって結果が出るようにしていただきたい。特に、花菜ガーデンについては、発足してまだ4箇月ではありますが、入園者の実態がもう既に見込みの4割を切るという状況もあります。どうかしっかりと関係市、そして関係団体と連携をとりながら、県民の皆様にとって本当に喜んでいただける施設として管理運営していただきたいと思います。